

作成年月日	令和5年1月16日
作成部隊	東立川駐屯地業務隊
仕様書番号	東立川駐業-005号

令和4年度第4四半期における燃料の緊急調達仕様書

文書管理者：東立川駐屯地業務隊総務科長
保存期間：1年（6.3.31まで保存）
枚数：3枚

調達要求番号：

東立川駐屯地業務隊仕様書		
物品番号 9130-299-0124-5	仕様書番号	
自動車ガソリン2号	作成年月日	令和5年1月16日
	作成部隊名	東立川駐屯地業務隊
	作成者	竹原

1 品名

自動車用ガソリン2号（4KL）

2 場所

東立川駐屯地

3 納期

令和5年3月31日（金）

4 総則

4.1 適用範囲

この仕様書は、東立川駐屯地に納入する自動車ガソリン2号に係る、調達、契約等業務及び納入までの作業について適用する。

4.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、JIS規格及び関係諸規則による。

4.3 種類

種類は、表1による。

表1-種類

種類	物品番号	納入区分	注記
2号	9130-299-0124-5	バルク	JIS K 2022の2号のもの。

4.4 規格

JIS K 2202 自動車ガソリン

JIS K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

4.5 製品に関する要求

2号は、JIS K 2022の2号による。

4.6 品質保証

検査は、JIS K 2022によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

5 提出書類

5.1 測定結果

測定結果は、JIS K 2249によって、密度（15℃）g/cm³を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は、次による。

a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示（JIS K 2202に該当するものであることの表示）の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。

b) 前a)以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

調達要求番号：

東立川駐屯地業務隊仕様書		
物品番号 9140-002-9691-5	仕様書番号	
軽油2号バルク	作成年月日	令和5年1月16日
	作成部隊名	東立川駐屯地業務隊
	作成者	竹原

1 品名

軽油2号バルク（6KL）

2 場所

東立川駐屯地

3 納期

令和5年3月31日（金）

4 総則

4.1 適用範囲

この仕様書は、東立川駐屯地に納入する軽油2号バルクに係る、調達、契約等業務及び納入までの作業について適用する。

4.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、JIS規格及び関係諸規則による。

4.3 種類

種類は、表1による。

表1-種類

種類	物品番号	納入区分	参考
2号	9140-002-9691-5	バルク	JIS K 2024 の2号のもの。

4.4 規格

JIS K 2204 軽油

JIS K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

4.5 製品に関する要求

2号は、JIS K 2204の2号による。

4.6 品質保証

検査は、JIS K 2204によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

5 提出書類

5.1 測定結果

測定結果は、JIS K 2249によって、密度（15℃）g/cm³を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は、次による。

a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示（JIS K 2204に該当するものであることの表示）の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。

b) 前a) 以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。